

復興特区法に基づく課税の特例に係る指定の状況(平成 24 年 10 月末現在)について

東日本大震災復興特別区域法(以下「法」という。)に基づく課税の特例の適用を受けるためには、認定地方公共団体による指定事業者等の指定が必要です。

今回、平成 24 年 10 月末現在の課税の特例に係る指定の状況について、復興庁において取りまとめましたので公表します。

1. 平成 24 年 10 月末現在における、指定事業者等の数及び指定件数は以下のとおりです。

指定件数	課税の特例の法の根拠				
	第 37 条	第 38 条	第 39 条	第 40 条	計
10 月末現在	3 8 6	4 1 5	2 9	2	8 3 2
(参考) 9 月末現在	3 3 5	3 3 9	2 6	1	7 0 1

- ・ 法第 37 条の特例：機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除
- ・ 法第 38 条の特例：被災雇用者等を雇用した場合の税額控除
- ・ 法第 39 条の特例：開発研究用資産の特別償却等
- ・ 法第 40 条の特例：新規立地促進税制

指定事業者等の数	10 月末現在	6 7 1
	(参考) 9 月末現在	5 7 0

(注 1) 課税の特例ごとに指定を受けなければならないことから、1 社で複数の特例について指定を受けている指定事業者等があるため、指定件数より指定事業者等の数が少なくなります。

2. 平成 24 年 10 月末現在における、各県ごとの状況は以下のとおりです。

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	計
指定件数	8 5	6 0	2 0 9	1 3 7	3 4 1	8 3 2
指定事業者等の数	8 0	5 6	1 6 7	1 2 1	2 6 6	6 9 0

(注 2) 複数の県で指定を受けている事業者等があるため、各県の指定事業者等の数の合計は上述の「指定事業者等の数 10 月末現在 6 7 1」と一致しません。

本件連絡先：

復興庁(復興特区班) 伊藤、佐々木(潔)、大村、久住、荻野、佐々木(健)

TEL：03-5545-7234